

大和市住民基本台帳カードの利用に関する条例逐条解説

(趣旨)

第1条 この条例は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)第30条の4第8項の規定に基づき、同条第1項に規定する住民基本台帳カード(以下「住民基本台帳カード」という。)の利用目的、利用手続等について必要な事項を定めるものとする。

【解説】

本条例は、住民基本台帳法第30条の4第8項の規定に基づき、住民基本台帳カードを本市が独自利用し、住民にサービスを提供するために規定するものである。

本市では、条例利用により独自サービスを提供できる住民基本台帳カード(以下住民基本台帳カード(市民カード機能付)とする)についての独自利用できるサービスを明らかにするものである。

(利用目的)

第2条 法第30条の4第8項の規定に基づき、条例に規定する目的は、次に掲げるサービスを住民に提供することとする。

- (1) 市長が別に定める自動交付機を利用して、住民票の写し及び印鑑登録証明書の交付を受けるサービス
- (2) 住民票の写し及び印鑑登録証明書の交付の申請書を自動的に作成するサービス
- (3) 図書館の利用に関するサービス
- (4) 救急活動支援に関するサービス

2 市長は、市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)以外の者で個人以外のものと協定を締結し、前項各号に掲げるサービスの提供を当該協定を締結した者(以下「サービス提供者」という。)に行わせることができる。

(平17条例44・一部改正)

【解説】

<第1項関係>

住民基本台帳カード(市民カード機能付)の交付者及びその他の執行機関が住民に提供できるサービスの内容について規定している。

<第1号関係>

市内に設置されている自動交付機に住民基本台帳カード(市民カード機能付)を挿入し、暗証番号を入力することにより、住民票の写し及び印鑑登録証明書の交付を受けることができる。

<第2号関係>

市役所の市民課、渋谷分室、各連絡所（中央林間連絡所、大和連絡所、桜ヶ丘連絡所）の窓口に住民基本台帳カード（市民カード機能付）を提出し、暗証番号を入力することにより申請書を書かずに住民票の写し及び印鑑登録証明書の交付を受けることができる。

<第3号関係>

市立図書館、各学習センターで資料の貸出を受けるときに、「利用者カード」の代わりに、住民基本台帳カード（市民カード機能付）を使用することができる。

<第4号関係>

住民基本台帳カード（市民カード機能付）に緊急連絡先、血液型、病歴、かかりつけ医療機関等の救急情報を事前に登録しておくことで、急病時等に救急車内もしくは救急指定病院において、登録した救急情報を参考とした救急措置を受けることができる。

<第2項関係>

前項各号に掲げるサービスの提供を市以外の団体に行わせることができる。

なお、市以外の団体の事例としては、 営利を目的とした法人 非営利活動法人及び市民活動団体 公社、公団、公益法人及びそれに類するものなどが挙げられる。

（利用手続）

第3条 住民基本台帳カードの交付を受けている者は、前条第1項各号に掲げるサービスを利用しようとする場合には、市長等又はサービス提供者に当該住民基本台帳カードを提出して、当該サービスの利用の申請を行わなければならない。

2 市長等又はサービス提供者は、前項の申請があった場合には、住民基本台帳カード又は前条第1項各号に掲げるサービスを提供するシステム（次条において「住民基本台帳カード等」という。）に、当該申請に係るサービスを提供するために必要な機能及び情報を記録しなければならない。

【解説】

<第1項関係>

前条第1項に規定するサービスのうち、次に掲げるサービスについては利用の申請を行わなければならない。

前条第1項第1号に規定する印鑑登録証明書の交付を受けるサービス

申請方法は、市役所市民課、渋谷分室、各連絡所（中央林間連絡所、大和連絡所、桜ヶ丘連絡所）の窓口に住民基本台帳カード（市民カード機能付）と印鑑登録証を提示する。

前条第1項第2号に規定する印鑑登録証明書の交付申請書を自動的に作成するサービス

申請方法は、と同じ

前条第1項第3号に規定する図書館の利用に関するサービス

申請方法は、市立図書館窓口で登録を行い「利用者カード」の交付を受ける。「利用者カード」の交付後に「利用者カード」と住民基本台帳カード（市民カード機能付）を当該窓口に提出する。

前条第1項第4号に規定する救急活動支援に関するサービス

平成18年3月31日以前に交付された住民基本台帳カード（市民カード機能付）をお持ちの方は、「救急活動支援システム」利用届出書を住民基本台帳カード（市民カード機能付）と共に市役所市民課窓口提出し、当該住民基本台帳カード（市民カード機能付）に「救急活動支援システム」の搭載を行う。

平成19年4月1日以降に交付された住民基本台帳カード（市民カード機能付）については、既に当該システムが搭載されているため上記の届出は必要としない。

「救急活動支援システム」の搭載後に、緊急連絡先、血液型、病歴、かかりつけ医療機関等の救急情報の登録を行なうことができる。

登録については、各公共施設に設置している市民用パソコンを利用して自分で救急情報を登録（登録内容の変更を含む。）することができる。

<第2項関係>

市又はサービス提供者は、前項の申請があった場合にはカードに必要な機能及び情報を記録しなければならない。

（利用の終了）

第4条 前条第2項の規定により住民基本台帳カード等に第2条第1項各号に掲げるサービスを受けるために必要な機能及び情報を記録された者が、法第30条の4第6項の規定による返納以外の事由で当該サービスの利用を終了しようとする場合には、市長等又はサービス提供者に当該住民基本台帳カードを提出して、当該サービスの利用の終了の申出を行わなければならない。

2 市長等又はサービス提供者は、前項の申出があった場合には、当該申出に係る住民基本台帳カード等に記録された機能及び情報を消去しなければならない。

【解説】

<第1項関係>

一部のサービスの利用の終了の申し出については、第3条で利用申請をした窓口に住民基本台帳カード（市民カード機能付）を提示する。

全部のサービスの利用の終了の申し出については、「住民基本台帳カード返納（廃止）届・兼住民基本台帳カード条例利用終了届」と住民基本台帳カード（市民カード機能付）を市役所市民課 IC カードセンターに提出する。

法第 30 条の 4 第 6 項に規定する返納事由は次のとおり

- 1 住民基本台帳カードの交付を受けている者が転出をしたとき
- 2 その他政令で定める場合
 - ・ 死亡したとき
 - ・ 住民票が削除されたとき
 - ・ 住民票コードについて記載の修正が行われたとき
 - ・ 住民基本台帳カードの有効期間（発行の日から起算して 10 年）が満了したとき

< 第 2 項関係 >

第 1 項の申請があったときは、市又はサービス提供者は、カード及びサービスを提供するためのシステムに記録された機能及び情報をサービス終了の申し出があった内容の全部又は一部を消去しなければならない。

（個人情報の保護）

第 5 条 市長等又はサービス提供者は、第 2 条第 1 項各号に掲げるサービスを提供するために取り扱う個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

【解説】

市又はサービス提供者は、個人情報の保護に必要な措置を講じなければならない。

（委任）

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

本条例を施行するにあたり、更に必要な事項については、規則で定める。